

加賀市中期財政計画 平成 23 年度時点修正要約

1 主旨

平成 22 年 9 月に策定した「加賀市中期財政計画」について、国における財政制度等の改正や経済情勢の変動等、また、平成 22 年度決算や平成 23 年度予算編成、執行状況等を踏まえ、時点修正を行うもの。

なお、平成 24 年度の見通しについては、国の予算編成スケジュールが例年より 1 か月程度遅れており、今後総務省から示される「平成 24 年度地方財政の仮試算」の内容等により変動する可能性がある。

2 計画期間

「平成 23 年度から平成 27 年度まで」の 5 年間で、「平成 24 年度から平成 28 年度まで」の 5 年間とする。

3 数値目標（現在の計画数値どおり）

経常収支比率の改善 平成 28 年度までに 90%以下とする。（H22 決算：92.0%）

実質公債費比率の改善 平成 28 年度までに 12%以内とする。（H22 決算：13.4%）

市債の残高は、原則として計画期間中は増加させない。（H22 末残高：377 億 2,900 万円）

財政調整基金の残高は、15 億円以上を維持するとともに、一般会計の予算規模に適した残高の確保に努める。（H22 末残高：22 億 2,200 万円）

4 今年度の時点修正の主なポイント

国の中期財政フレーム(平成 23 年 8 月閣議決定)を踏まえ、計画期間中の地方財政制度は、現行制度が継続することを前提とし、時点修正を行った。主なポイントは次のとおり。

統合新病院の整備について、現段階の財政シミュレーション上の仮置事業費 118 億円を基礎とし、平成 24 年度以降の一般会計における所要額を見込んだ。（統合新病院に対する出資、起債の償還及びこれらに伴う地方交付税など）

市税は、「こども扶養控除制度」の廃止に伴い、平成 24 年度以降増加を見込んだ。

平成 24 年度から導入を予定されている「一括交付金(地域自主戦略交付金)」については、その制度設計が明らかでないことから、現行制度が継続することを見込んだ。

「子ども手当」は、平成 23 年度下期の制度（15,000～10,000 円/月・人）が継続すると見込んだ。

【参考記載】

計画期間後の平成 29 年度以降における長期的な財政運営上の課題と対応方針を明記した。

合併特例期間（～平成 27 年度）が終了することに伴う普通交付税の減少

減債基金及びまちづくり振興基金を活用し、毎年度の減少額を軽減緩和

統合新病院の整備に伴う所要一般財源の増加

減債基金を活用し、毎年度の所要額を平準化

合併特例債の起債可能年（～平成 27 年度）を経過することに伴う所要一般財源の増加

財政調整基金の増額